

2020年7月7日  
関西電力株式会社

## 高浜発電所 原子炉設置変更許可申請書の公開版について (特定重大事故等対処設等に対する有毒ガス防護)

高浜発電所原子炉設置変更許可申請書公開版(原規規発第2001292号、令和2年1月29日許可)のうち、「本文五号」及び「添付書類八 10章」他における特定重大事故等対処施設(以下「特重施設」という。)に対する有毒ガス防護に関する記載内容については、「特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に対する考え方について」(平成28年8月2日、原子力規制委員会)を踏まえ、事業者としてマスキングが必要と判断していた。

原子力規制庁殿との面談において(2020年7月6日)、以下公開の考え方が示されたことを受け、事業者として再検討した結果、特重施設を構成する設備の名称は特定されないようマスキングを施した上で、有毒ガス防護に関する記載内容をマスキング対象外とした公開版を提出するものとする。

(公開の考え方について)

- I 審査書「関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可についてー有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更についてー」(令和2年1月29日、原子力規制委員会)は、情報公開法及び「特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に対する考え方について」に基づき、特重施設に対する設計情報であることを特定する手がかりになるものはないと、原子力規制委員会として判断し、公開されたものである。
- I 審査書の「IV-4. 1 緊急時制御室(第42条関係)」に記載した申請者の設計(以下参照)については、高浜発電所原子炉設置変更許可申請書の本文五号及び添付書類八の10章における特重施設に対する有毒ガス防護の申請内容を記載したものであり、上述のとおり特重施設に対する設計情報であることを特定する手がかりになるものはない。

～審査書より抜粋～

申請者は、第42条の規定に適合するため、設置許可基準規則解釈第42条3(e)の追加要求規定について、以下のとおり評価及び対策を行うことによって、有毒ガスが特定重大事故等対処施設を操作するために必要な要員(以下「特重施設要員」という。)に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれることがない設計とするとしている。

①有毒ガス防護に係る影響評価は、IV-1. 1①と同様に実施する。

②特定した固定源及び可動源は、IV-1. 1②とする。

③設定した評価条件は、IV-1. 1③とする。

④固定源に対しては、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。

⑤可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時制御室換気空調系の隔離、防護具の着用等の対策により、特重施設要員を防護できる設計とする。

⑥防液堤等の保守点検及び運用管理は、IV-1. 1⑥とする。

また、上記②以外の固定源を収容している建屋において大型航空機衝突が発生した場合には、防護具の着用手順等をもって、特重施設要員を防護できる設計とするとともに、上記⑤の通信連絡設備については、既許可申請において審査した第42条に適合するための通信連絡設備を使用している。

具体的な高浜発電所設置変更許可申請書の本文及び添付書類のマスキングについては以下のとおりとする。

(1) 本文五号

- Ⅰ 特定の特重施設に対する設計情報であることが特定できないよう、特重施設を構成する設備の名称をマスキングした上で、有毒ガス防護に関する記載内容をマスキング対象外とする。

(2) 本文十号

- Ⅰ 有毒ガス防護のため対応手段の詳細は記載しておらず、特重施設に対する対応手段を特定する手がかりにならないと判断できるため、マスキング対象外とする。

(3) 添付書類八 1章

- Ⅰ 特定の特重施設に対する設計情報であることが特定できないよう、特重施設を構成する設備の名称をマスキングした上で、設置許可基準規則の条文適合のための設計方針の記載をマスキング対象外とする。

(4) 添付書類八 10章

- Ⅰ 特定の特重施設に対する設計情報であることが特定できないよう、特重施設を構成する設備の名称をマスキングした上で、有毒ガス防護に関する記載内容をマスキング対象外とする。

(5) 添付書類十

- Ⅰ 有毒ガス防護のため対応手段の詳細は記載しておらず、特重施設に対する対応手段を特定する手がかりにならないと判断できるため、マスキング対象外とする。

以 上